

【畑野健康ふれあいセンターの使用制限を解除します】

新型コロナウイルスの感染拡大が一向に衰える気配を見せず、我が国の医療提供体制がひっ迫する状態が続いています。京都府に発令されている緊急事態宣言の期限も、6月20日（日）まで再延長されました。

緊急事態宣言の発出を受けて、「畑野健康ふれあいセンター」及び「畑野町公民館」の使用を停止してきましたが、京都府の緩和措置に準じて、使用制限を解除して、従前どおり使用を出来ることとします。

施設使用の制限を解除します

緊急事態宣言の発出中ではありますが、施設使用の制限を解除します。

施設使用にあたっては、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。
(亀岡市／畑野町自治会)

新型コロナウイルス感染症

緊急事態宣言発出中

実施期間：4/25（日）～6/20（日）

新型コロナ感染防止措置として自治会事務所の執務は午前中のみにしていますので午後は閉めています
(畑野町自治会)

なお、自治会事務所の執務にあっては、緊急事態宣言中（～6月20日）は、引き続き午前中のみの時短執務にして、午後は事務所を閉めていますのでご理解をお願いします。

町民の皆さまには、引き続き、手洗いや咳エチケットの徹底など基本的な感染予防の励行と不要不急の外出を控えて人流を抑制するとともに、会食時の京都ルール（黙食・個食）を守って、緊急事態宣言が早く解除されるよう行動していきましょう。

予防ワクチンの接種が、高齢者から順次始まっています。

もうしばらくの我慢です。一日も早く、日常の生活を取り戻すためにも、頑張っていきましょう！